

であれば、もう一度他の案も検討の余地があるのではと思います。

★トピックス～65歳までの老齢厚生年金～

日本年金機構HPに「ああ！ そうだったんだ！」
よくある「誤解による相談事例」をじっくり読みました。
窓口相談で寄せられる相談をサンプルにして解説してあります。

60歳から65歳まで支給される特別支給の老齢厚生年金
についての質問・回答を読みながら、この年金はわかりにくいよねと思いました。

まず、5年間の有期年金であること、いずれは制度そのものがなくなる年金
であること、生年月日で受け取ることが出来る人が限られていること、
一部繰上げや全部繰り上げ、報酬比例部分、定額部分等、
説明・理解しづらい言葉がこの5年間の短い期間に出てきます。

でも、これだけは覚えていて下さい。65歳以降の年金は
受け取る年齢を遅くすると年金額に割増がつきますが、
この年金は、受け取り年齢を遅くしても割増はつきません。

~~~~~編集後記~~~~~

やっと涼しくなり、  
どこかのお宅の生け垣の金木犀が香ります。

金木犀が香ると、松茸が匂を迎えるそうですね。

国産には手が出ませんが、カナダ産の焼き松茸に  
大分の友人から送っていただいた  
かぼすをたっぷり絞って  
冷たいビール。  
秋も、なかなか、です。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
